

## 民法改正等に伴う規定等の改定について (投資信託)

当金庫は、民法改正(2020年4月1日施行)、その他お取引に関する事項について、2020年4月1日(水)付けで、各種約款・規定を改定いたします。

1. 改定日 2020年4月1日(水)より改定

2. 対象となる投信約款等

- [青梅信用金庫投信取引約款](#)
- [特定口座約款](#)
- [自動けいぞく\(累積\)投資約款\(追加型株式投資信託用\)](#)
- [「あおしんの投信自動積立\(定時定額購入取引\)」取扱規定](#)

3. お問い合わせ

改定内容についてのご質問等は、2020年3月31日(火)までに当金庫コールセンターまでお問い合わせください。

青梅信用金庫コールセンターフリーダイヤル：0120-00-2085 ※ AM9:00~PM5:00 但し、土・日祝日は除きます。
---

以上

# 青梅信用金庫投信取引約款

## 第1章 投信取引

### 1. (約款の趣旨)

当約款は、投資信託受益証券の保護預り取引、投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引および投資信託受益権の振替決済取引または、それらを組み合わせた取引（以下「投信取引」といいます。）について、お客さまと青梅信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

なお、当約款における「投資信託」とは、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）第2条に規定する投資信託受益証券および投資信託受益権をいいます（外国投資信託受益証券および受益権を除きます。）。

### 2. (投信取引の利用)

(1) お客さまは、当約款に基づいて次の各号に掲げる取引をいつでもご利用いただけます。

- ① 第3章に定める投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引
- ② 当金庫において取り扱う投資信託の収益分配金、償還金、解約または買取（以下「換金」といいます。）請求により支払われる金銭（以下「換金代金」といいます。）のうち、当金庫において支払われるものを第3章に定める自動けいぞく投資コースへ入金する取引
- ③ 第5章に定める投資信託受益権の振替決済取引

(2) お客さまは、上記(1)③の取引については、申込みをされる自動けいぞく投資コースにかかる約款に掲げる取引方法によりご利用いただけません。

### 3. (申込方法等)

(1) お客さまは、所定の申込書に必要事項を記入のうえ署名、捺印（お届出の印鑑によります。）し、これを当金庫の投信取扱の本支店または出張所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって、投信取引を申し込むものとし、当金庫が、承諾した場合に限り投信取引を開始することができます。

(2) すでに投信取引を契約済のお客さまが、上記2. (1)③の取引を行う場合でも、当該取引にかかる自動けいぞく投資コースの申込書をご提出ください。

(3) お客さまが上記(1)の申込みをされる場合には、第4章に定める振込先指定方式の利用の申込みを同時にしていただけます。

なお、振込先指定方式の利用にあたっては、あらかじめ当金庫に保有する預金口座を届出いただけます。

### 3. の2. (共通番号の届出)

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、投信取引の利用にかかる申込みをするとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号または同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当金庫にお届出いただけます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

### 4. (届出事項)

お客さまは、投信取引開始時に印鑑、住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等を届出いただけます。ただし、お客さまが所得税法施行令第336条第4項および第342条第4項の規定に該当する場合には、共通番号である個人番号をお届けいただく必要はありません。

### 5. (既存取引等の継続)

お客さまが投信取引を開始される際、すでに当金庫で利用されている上記2. (1)、3. (3)に掲げる取引および取扱いは、継続して当約款に基づく取引および取扱いとしてご利用いただけます。なお、上記2. (2)の自動けいぞく投資コースへの入金の方法については、申込書により指定された場合はその取扱いとなります。

## 第2章 投資信託の自動けいぞく（累積）投資取引

### 6. (本章の趣旨)

本章は、お客さまと当金庫との間の投資信託の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。

当金庫は、本章の規定に従ってお客さまと投資信託の自動けいぞく（累積）投資契約（以下本章において「契約」といいます。）を締結いたします。

### 7. (自動けいぞく（累積）投資の種類および申込み)

(1) お客さまは、買付けを希望する投資信託の種類に応じて、各自動けいぞく投資コースごとに第1章に定める方法により申し込むものとします。

(2) お客さまが上記2. (1)③の取引を利用する場合は、当該取引のお申し出をもって当該自動けいぞく投資コースの契約のお申込みが行われたものとします。

(3) なお、上記(2)の場合、当金庫は当該自動けいぞく投資コースにかかる約款を交付いたします。

### 8. (金銭の払込)

(1) お客さまは、投資信託の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）をその自動けいぞく投資コースに払い込むことができます。

(2) 上記(1)の払込金は、各自動けいぞく投資コースにかかる約款に定められた額とします。

### 9. (買付方法、時期および価額)

(1) 当金庫は、各自動けいぞく投資コースにかかる約款に従い、遅滞なく当該投資信託の買付けを行います。

(2) 上記(1)の買付価額は、当該約款に定める価額とし、当金庫の目録見書補完書面（投資信託）に記載された当該投資信託の手数料等を加えた額とします。

(3) 買付けられた投資信託の所有権およびその収益分配金または元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客さまに帰属するものとします。

### 10. (投資信託受益証券の保管)

(1) この契約によって買付けられた投資信託のうち投資信託受益証券については、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混蔵して保管いたします。

(2) お客さまは、その指定する投資信託受益証券と同一種類の投資信託受益証券に限り、この契約以外によって取得したものを、この契約に基づく投資信託受益証券として、当金庫に寄託することができます。

(3) 当金庫は、この契約による投資信託受益証券については、その保管に際し、これを大券に取りまとめて行うことがあります。

(4) 当金庫は、この契約による投資信託受益証券については、その保管に際し、当金庫で保管することにかえて、当金庫名義で銀行、信託銀行、証券会社またはその他の金融機関に再寄託することがあります。

(5) 上記(1)から(4)までの規定により混蔵して保管する投資信託受益証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

① 寄託された投資信託受益証券と同銘柄の投資信託受益証券に対し、寄託された投資信託受益証券の数または額に応じて共有権または準共

有権を取得すること

② 新たに投資信託受益証券を寄託するときまたは寄託された投資信託受益証券を返還するときは、その投資信託受益証券の寄託または返還については、同銘柄の投資信託受益証券を寄託している他のお客さまと協議を要しないこと

(6) 当金庫は、当該保管にかかる投資信託受益証券の保管料を申し受けることがあります。

#### 1 1. (収益分配金等の再投資)

自動けいぞく(累積)投資にかかる投資信託の収益分配金および償還金は、お客さまに代わって当金庫が受領のうえ、これを当該自動けいぞく投資コースに繰入れてお預りし、各自動けいぞく投資コースにかかる約款に定めた方法により買付けを行います。

#### 1 2. (返還)

(1) 当金庫は、この契約に基づく投資信託については、お客さまからその返還を請求されたときは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当金庫は、各自動けいぞく投資コースにかかる約款に定められた価額により各投資信託を換金し、当金庫の目論見書に記載された当該投資信託の手数料等および投資信託の目論見書に記載された当該投資信託の信託財産留保額等を差し引いた金銭を引渡すことにより、これに代えるものとします。

(2) クローズド期間のある自動けいぞく投資コースについての当該クローズド期間中の上記(1)は、次の①から⑤の事由に該当する場合に限りません。

- ① 申込者が死亡したとき
- ② 申込者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- ③ 申込者が破産手続開始の決定を受けたとき
- ④ 申込者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
- ⑤ その他前各号に準ずる事由があるものとして、当金庫が認めるとき

(3) 当金庫はお客さまから買付けの中止をお受けした場合には、当該お申し出のときにおける自動けいぞく投資コースの残金を上記(1)に準じて返還いたします。

#### 1 3. (反社会的勢力との取引拒絶)

この契約は、お客さまが下記4 0. (4)各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記4 0. (4)各号の一にでも該当する場合には、当金庫は契約をお断りするものとします。

#### 1 4. (解約等)

次の各号のいずれかに該当する場合には、本章の契約は解約されます。

- ① 別に定める各自動けいぞく投資コースにかかる約款の解約事由に該当するとき
- ② お客さまが下記4 0. (3)各号および(4)各号のいずれかに該当するとき

#### 1 5. (その他)

- (1) 当金庫は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- (2) 本章に別段の定めがない場合は、各自動けいぞく投資コースにかかる約款にしたがって取り扱います。

### 第3章 振込先指定方式取扱に関する規定

#### 1 6. (振込先指定方式)

振込先指定方式とは、お客さまの当金庫における投信取引口座内のすべての投資信託の取引により当金庫がお客さまに支払うこととなった金銭(以下「金銭」といいます。)をお客さまのあらかじめ指定する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)に振り込む方式をいいます。

#### 1 7. (指定預金口座の取扱い)

- (1) 指定預金口座はお客さまが当金庫に保有する預金口座としてください。
- (2) 指定預金口座は当金庫の投信取引口座と同一名義としてください。
- (3) すでに当金庫に振込先の預金口座をお届出になっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預金口座として取り扱わせていただきます。

#### 1 8. (指定預金口座の変更)

- (1) 指定預金口座を変更されるときは、当金庫所定の用紙によって届出いただきます。
- (2) 変更申込み受付後の取扱いは上記3 3. に準じて行うものといたします。

#### 1 9. (金銭の受渡精算方法の指示)

金銭の受渡精算方法については、本章に基づく振込みを行います。

#### 2 0. (受入書類等の省略)

上記3 5. に基づき振込みをする場合には、その都度の受領書の受入れは不要といたします。

#### 2 1. (手数料)

振込みにかかる手数料は所定の額を当金庫が負担いたします。

### 第4章 投資信託受益権の振替決済取引

#### 2 2. (本章の趣旨)

本章は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客さまの口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

#### 2 3. (振替決済口座)

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の投資信託受益権の記載または記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。
- (3) 当金庫は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。
- (4) 当金庫は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当金庫が販売会社となっていない銘柄その他の当金庫が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (5) 当金庫は、当金庫における投資信託受益権の取扱いについて、お客さまにその取扱いの可否をご通知します。

#### 2 4. (振替決済口座の開設)

- (1) 振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客さまから当金庫所定の申込書によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。当金庫は、お客さまから振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨を連絡いたします。
- (2) 振替制度実施日において既に上記2. (1)①、②、③のいずれかの取引をお申込みいただいている場合には、当約款に規定する同制度に基づく振替決済口座の開設をお申込みいただいたものとして振替決済口座を開設します(下記6 1. で開設している場合を除きます。)。この場合、当約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。
- (3) 振替決済口座は、当約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って

取り扱います。お客さまには、これら法令諸規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、当約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

## 25. (振替の申請)

- (1) お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。
  - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
  - ② 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの
  - ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - ⑥ 販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの  
イ. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）  
ロ. 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日  
ハ. 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）  
ニ. 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当金庫の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）  
ホ. 償還日  
ヘ. 償還日翌営業日
  - ⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
- (2) お客さまが振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ当金庫が定める**振替を希望**日までに、次に掲げる事項を当金庫所定の依頼書に記入の上、届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。
  - ① 当該振替において減少および増加の記載または記録がされるべき投資信託受益権の銘柄および口数
  - ② お客さまの振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - ③ 振替先口座およびその直近上位機関の名称
  - ④ 振替先口座において、増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - ⑤ 振替を行う日
- (3) 上記(2)①の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記(2)③の提示は必要ありません。また、上記(2)④については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- (5) 当金庫に投資信託受益権の買取りを請求される場合、上記(1)から(4)の手続きを待たずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

## 26. (他の口座管理機関への振替)

- (1) 当金庫は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当金庫は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当金庫で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当金庫および口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等。担保の設定の場合は加えて、保有口か質権口の別等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。
- (2) 上記(1)において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替依頼書によりお申込みください。

## 27. (担保の設定)

お客さまの投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当金庫が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。

## 28. (抹消申請の委任)

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権について、お客さまの請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客さまから当金庫に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当金庫は当該委任に基づき、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

## 29. (償還金、解約金および収益分配金の代理受領等)

振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当金庫がお客さまに代わって受領し、当約款の定めるところにより取り扱います。

## 30. (お客さまへの連絡事項)

- (1) 当金庫は、投資信託受益権について、次の事項をお客さまにご通知します。
  - ① 償還期限（償還期限がある場合に限り。）
  - ② 残高照合のための報告
- (2) 上記(1)の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、**当金庫所定毎年3月・6月・9月・12月の末日付けで、その翌月中の時期に年1回以上**ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的にご通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに取引残高報告書に記載の担当部門の責任者に直接ご連絡ください。
- (3) 当金庫が届出のあった名称、住所にあててご通知を行いまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (4) 当金庫は、上記(2)の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの上記(2)に定める残高照合のためのご報告（取引残高報告書によるご通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

## 31. (届出事項の変更)

- (1) 印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他のお届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、戸籍抄本、印鑑証明書、住民票等の必要書類をご提出または個人番号カード、法人番号通知書等をご提示願うこと等があります。
- (2) 上記(1)により届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替または抹消、契約の解約のご請求に

は応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

- (3) 上記(1)による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

### 3 2. (口座管理料)

- (1) 当金庫は、口座を開設したときは、その開設時および口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- (2) 当金庫は、上記(1)の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、換金代金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

### 3 3. (当金庫の連帯保証義務)

機構または信金中央金庫(上位機関)が、振替法等に基づき、お客さま(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

- ① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構または信金中央金庫(上位機関)において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、換金代金、収益の分配金の支払いをする義務
- ② その他、機構または信金中央金庫(上位機関)において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

### 3 4. (反社会的勢力との取引拒絶)

振替決済口座は、お客さまが下記4 0. (4)各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、下記4 0. (4)各号の一にでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

### 3 5. (解約等)

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、本章の契約は解約されます。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、上記2 6. において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金し、現金によりお返しすることがあります。
- ① お客さまから解約のお申し出があったとき
- ② お客さまが上記3 2. に定める手数料を支払わないとき
- ③ お客さまが下記4 0. (3)各号および(4)各号のいずれかに該当するとき
- (2) 上記(1)による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、上記3 2. (2)に基づく換金代金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。
- (3) 当金庫は、上記(2)の不足額を引取りの日に上記3 2. (1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、上記3 2. (2)に準じて換金代金等から充当することができるものとします。
- (4) 上記(1)に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権および金銭については、当金庫の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

### 3 6. (緊急措置)

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

### 3 7. (免責事項)

当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 上記3 1. (1)による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影がお届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 上記④の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、または上記4 5. による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 上記5 2. の事由により当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

## 第5章 雑 則

### 3 8. (金銭または投資信託受益証券の受入れ)

お客さまより投資信託のご購入代金等を受入れる場合、およびお手持ちの投資信託受益証券の寄託を受ける場合、当金庫は、当該投資信託受益証券または金銭に係る受領書をお渡しします。

ただし、あらかじめ当金庫所定の書面によりお届けいただいた当金庫の預金口座からの引落によりご購入代金等を受入れる場合は、受領書の交付はいたしません。

### 3 9. (金銭または投資信託受益証券の引出し)

お客さまが金銭または投資信託受益証券の引出しの請求をされる場合は、当金庫所定の書面に必要事項を記載のうえ届出の印鑑を捺印して提出してください。なお、お客さまが金銭の引出しの請求をされる場合は、あらかじめ当金庫所定の書面によりお届けいただいた当金庫の預金口座にお振込みいたします。

### 4 0. (契約の解約)

- (1) 当約款に定める投信取引契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、**解約希望日**までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当金庫所定の解約依頼書にお届出の印鑑により署名、捺印してご提出ください。
- (2) 上記(1)にかかわらず、**当金庫が別にお知らせした期間**については、この契約の解約をすることはできません。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きを行ってください。
- ① お客さまについて相続の開始があったとき
- ② お客さま等が当約款に違反したとき
- ③ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
- ④ 第2章または第5章に定める取引が解約されたとき
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当すると認められる場合には、当金庫はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きを行ってください。なお、この契約の解除により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払いください。
- ① お客さまが次のいずれかに該当したことが判明した場合
- イ、暴力団
- ロ、暴力団員
- ハ、暴力団準構成員

ニ、暴力団関係企業

ホ、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

ヘ、その他イ. からホ. に準ずるもの

② お客さまが自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

イ、暴力的な要求行為

ロ、法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

ホ、その他イ. からニ. に準ずる行為

#### 4 1. (公示催告等の調査等の免除)

当金庫は、お預りしている投資信託受益証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定等についての調査およびご通知はしません。

#### 4 2. (免責事項)

当金庫は、次に掲げる損害は、その責を負いません。

① 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした投資信託受益証券または金銭を返還したことにより生じた損害

② 当金庫が上記 3 5. により金銭を指定預金口座へ振り込んだ後に発生した損害

③ 当金庫の窓口において当金庫所定の依頼書等に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱ったことにより生じた損害

④ 所定の手続きにより返還の申し出がなかったため、または押捺された印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした投資信託受益証券または金銭を返還しなかったことにより生じた損害

⑤ お預り当初から、保護預り証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害

⑥ 天災地変その他の不可抗力により、この約款に基づく投資信託の買付け、または保護預り証券もしくは金銭の返還が遅延したことにより生じた損害

#### 4 3. (届出事項の変更)

(1) 印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他のお届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、戸籍抄本、印鑑証明書、住民票等の必要書類をご提出または個人番号カード、法人番号通知書等をご提示願うこと等があります。書類の提出等を必要と認める場合で、当該必要書類のご提出等ができないときは、本人に代わり当金庫の認める保証人の当該必要書類をご提出等してください。

(2) 上記(1)によりお届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ、お預りした投資信託受益証券または金銭の返還のご請求には応じません。

(3) 上記(1)による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもってお届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

#### 4 4. (この約款の変更)

(1) この約款は、法令の変更、監督官庁の指示または日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

#### 4 5. (その他)

この約款による取引等に際しての種々の手続きその他当金庫の定める事項は、取扱店の店頭に備え置いてお客さまにお知らせいたします。

以上  
(令和 2 年 4 月改訂)

# 特 定 口 座 約 款

## 第 1 章 総 則

### 1. 約款の趣旨

- (1) この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）が青梅信用金庫（以下「当金庫」といいます。）において設定する特定口座（租税特別措置法で規定する特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。
- (2) 申込者と当金庫の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、法令およびこの約款に定めがある場合を除き、他の取引規定・約款等の定めるところによるものとします。

## 第 2 章 特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算および源泉徴収の特例（上場株式等保管委託契約）について

### 2. 特定口座開設届出書等の提出

- (1) 申込者が特定口座の設定を申し込むに当たっては、あらかじめ、当金庫に対し特定口座開設届出書をご提出いただくものとします。その際、当金庫は租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき、申込者の氏名、住所、生年月日および個人番号（申込者が租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 3 第 5 項の規定に該当する場合には、氏名、住所および生年月日）等の確認を行います。
- (2) 申込者は特定口座を当金庫に複数開設することはできません。ただし、租税特別措置法その他関係法令に規定する課税未成年者口座専用の特定口座である場合を除きます。
- (3) 申込者が特定口座内の上場株式等（租税特別措置法で規定する「特定口座内保管上場株式等」のうち当金庫が取り扱う投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡による所得について源泉徴収を選択する場合には、あらかじめ、当金庫に対し特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただくものとします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内の上場株式等の譲渡については、申込者から源泉徴収を選択しない旨のお申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。年の最初に上場株式等の譲渡をした後は、当該年内は特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。
- (4) 申込者が当金庫に対して租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等（当金庫が取り扱う投資信託の分配金および特定公社債の利子に限り、以下同じ。）を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、年の最初に上場株式等の配当等の支払が確定した日以後は、当該年内は特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。

### 3. 特定保管勘定における振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託

上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

### 4. 所得金額の計算

当金庫は、特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算については、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づいて行います。

### 5. 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲

当金庫は申込者の特定保管勘定において次の上場株式等のみを受け入れます。なお、下記に該当する上場株式等であっても、当金庫の都合により特定保管勘定に受け入れないことがあります。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、申込者が当金庫で募集の取扱いまたは買付の申込みにより取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- ② 当金庫以外の金融商品取引業者等に開設されている申込者の特定口座に受け入れられている上場株式等の全部または一部を所定の方法により当金庫の当該申込者の特定口座に移管することにより受け入れるもの（当金庫が取り扱う上場株式等に限り、以下同じ。）。
- ③ 申込者が贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除きます。また、特定遺贈については受遺者が相続人の場合に限り、以下同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る遺贈者の当金庫または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当金庫特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受け入れるもの（当金庫が取り扱う上場株式等に限り、以下同じ。）。
- ④ 前三号のほか、租税特別措置法その他関係法令の規定で特定口座への受入れが可能とされている上場株式等のうち、当金庫が取り扱う上場株式等について、法令の定めにより受け入れるもの。

### 6. 特定口座を通じた取引

申込者が当金庫との間で行う、5. の特定口座に受け入れる範囲の上場株式等に関する取引に関しては、特にお申出のない限り、特定口座を通じて行います。

### 7. 譲渡の方法

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡の方法は、当金庫に対する譲渡、または租税特別措置法その他関係法令の規定により譲渡とみなされる方法を含むものとします。

### 8. 源泉徴収等

- (1) 当金庫は、申込者より特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法その他関係法令の規定に基づき源泉徴収・特別徴収または還付を行います。
- (2) 前項の届出書をご提出いただいた場合、源泉徴収・特別徴収または還付については当金庫所定の方法で行います。

### 9. 特定口座からの上場株式等の払出しに関する通知

申込者が特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しを行った場合には、当金庫は、申込者に対し、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

### 10. 上場株式等の移管

当金庫は、申込者が当金庫以外の金融商品取引業者等に開設されている特定口座において保管の委託等がされている上場株式等を当金

庫に開設されている特定口座に5. ②に規定する移管をされる場合には、当金庫は租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。

#### 1 1. 贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ

当金庫は、5. ③に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより行います。

#### 1 2. 年間取引報告書の送付

(1) 当金庫は、租税特別措置法その他関係法令の定めるところにより特定口座年間取引報告書を2通作成し、翌年1月31日までに1通を申込者に交付し、1通を税務署に提出します。

(2) (1)にかかわらず、1 8. に基づき本契約が終了した場合には、当金庫は、本契約が終了した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書を申込者および税務署に交付します。

### 第3章 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収の特例（上場株式配当等受領委任契約）について

#### 1 3. 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲

(1) 当金庫は、申込者の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、投資信託の分配金に該当するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされている投資信託に係るものに限り、）および特定公社債の利子（特定保管勘定で管理されている特定公社債に係る利子に限り、）で、当金庫により所得税等が徴収されるべきもののみを受け入れます。

(2) 当金庫が支払の取扱いをする前項の投資信託の分配金および特定公社債の利子のうち、当金庫が当該投資信託の分配金および特定公社債の利子をその支払をする者から受け取った後直ちに申込者に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

#### 1 4. 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出

(1) 申込者が租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けるためには、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当金庫に対して2. (3)の特定口座源泉徴収選択届出書および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただくものとします。

(2) 申込者が租税特別措置法に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日までに、当金庫に対して源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出いただくものとします。なお、申込者が当金庫に対して源泉徴収選択届出書を提出している場合は、源泉徴収を希望しない旨の申出を行うことはできません。

#### 1 5. 特定上場株式配当等勘定における処理

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。

#### 1 6. 所得金額等の計算

当金庫は、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額の計算については、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づいて行います。

### 第4章 雑則

#### 1 7. 届出事項の変更

特定口座開設届出書の提出後に、氏名、住所、個人番号その他の届出事項、または特定口座を開設する当金庫の営業所に変更があったときは、租税特別措置法その他関係法令の規定により遅滞なく特定口座異動届出書を当金庫にご提出いただくものとします。

#### 1 8. 契約の終了

次のいずれかに該当したときは、この契約は終了します。

- ① 申込者が当金庫に対して特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② 申込者が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了したとき
- ④ やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

#### 1 9. 免責事項

申込者が1 7. の変更手続きを怠ったこと、その他の当金庫の責めにやらない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い等に関し申込者に生じた不利益および損害について、当金庫はその責を負いません。

#### 2 0. 直轄

本約款に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店所在地を管轄する裁判所を直轄裁判所とすることに合意します。

#### 2 1. 約款の変更

(1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規程に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。



# 自動けいぞく（累積）投資約款（追加型株式投資信託用）

## 1. 約款の趣旨

この約款は、青梅信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）を通じて取引する追加型株式投資信託のうち自動けいぞく投資コースの投資信託（以下、自動けいぞく投資コースの個々の投資信託のことを「個別商品」といいます。）について、お客さまと当金庫との間の自動けいぞく（累積）投資に関する取決めです。

当金庫は、この約款の規定にしたがってお客さまと個別商品の自動けいぞく（累積）投資契約（以下、「契約」といいます。）を締結いたします。なお、この約款に別段の定めがないときには、「青梅信用金庫投信取引約款」（以下、「投信取引約款」といいます。）、個別商品の投資信託約款、個別商品の目論見書にしたがって取り扱います。

## 2. 申込方法

(1) この契約の申込みは、お客さまが買付けを希望する個別商品毎に所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、押印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）し、これを当金庫の本支店または出張所（以下、「取扱店」といいます。）に提出することによって行うものとし、当金庫が承諾した場合に限り契約を締結することができます。

(2) 契約が締結されたとき、当金庫は、ただちに当該自動けいぞく（累積）投資口座を設定いたします。

## 3. 金銭の払込

お客さまは、個別商品の買付けにあてるための金銭（以下、「払込金」といいます。）をその口座に払い込むことができ、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払い込むものといたします。

なお、個別商品の払込金の単位等は当金庫が定めるものといたします。

## 4. 買付時期および価額

(1) 当金庫は、お客さまから買付けの申込みがあったとき、遅滞なく個別商品の買付けを行います。ただし、当該個別商品の目論見書において買付け（および換金）の申込みがお取扱いできない日（以下、「注文停止日」といいます。）が定められている場合は、注文停止日における買付申込のお取扱いはできません。

(2) 前項の買付価額は、個別商品の投資信託約款または目論見書に定める所定の価額となります。

(3) 上記(1)の買付申込みがあったときの払込金は、買付金額（買付価額に買付口数を乗じたもの）に当金庫の目論見書に記載された当該投資信託の手数料および消費税を加えた金額といたします。

(4) 買付けられた個別商品の所有権ならびにその元本または収益分配金に対する請求権は、当該買付けの日からお客さまに帰属します。

## 5. 収益分配金の再投資

この契約により買付けた個別商品の収益分配金は、お客さまに代わって当金庫が受領のうえ、お客さまの個別商品の自動けいぞく（累積）投資口座に繰り入れ、原則としてその全額から税金を差し引いた金額をもって決算日の基準価額により当該個別商品の買付けを行います。

なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

## 6. 返還

当金庫は、この契約により買付けた個別商品について、お客さまからその返還を請求されたときに返還いたします。この場合、返還の請求は所定の手続きによってこれを行うものとし、当該請求のあった個別商品の投資信託約款または目論見書に定める所定の価額に基づき換金し、当金庫の目論見書に記載された当該投資信託の手数料と手数料にかかる消費税、当金庫の目論見書に記載された当該投資信託の信託財産留保額、税金等を差し引いた金銭の引渡しをもって返還にかえるものとします。

ただし、当該個別商品の目論見書に注文停止日が定められている場合は、注文停止日には返還申込のお取扱いはできません。

## 7. 定期引出

お客さまは、当金庫所定の個別商品については、上記5.の収益分配金の再投資を停止し、返還を受ける契約を当金庫と締結することができます。

## 8. 終了

(1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、終了されるものといたします。

- ① お客さまから解約のお申出があったとき
- ② 当金庫が個別商品の自動けいぞく（累積）投資業務を営むことができなくなったとき
- ③ 個別商品が償還されたとき

(2) この契約が終了したとき、当金庫は、遅滞なく個別商品を6.に準じて取扱店において、お客さまに返還いたします。

## 9. 申込事項等の変更

(1) 改名、転居ならびにお届出の印鑑の変更など申込事項に変更があったときは、お客さまは、所定の手続きによって遅滞なく当金庫に申し出ていただきます。

(2) 前項のお申出があったとき、当金庫は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

## 10. 約款の変更

(1) この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

## 11. その他

(1) 当金庫は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

(2) 当金庫は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

- ① 当金庫所定の申込書等に押印された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、この契約に基づく個別商品返還代金の金銭を返還した場合
- ② 返還の請求が所定の手続きによりなされなかったため、または押印された印影がお届出の印鑑と相違するために、この契約に基づく個別商品返還代金の金銭を返還しなかった場合

- ③ 金銭を投信取引約款に定める指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
- ④ 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく個別商品の買付けもしくは個別商品返還代金の金銭の返還が遅延した場合

以 上

( 1 7 . 3 制 定 )

( 1 8 . 1 1 改 訂 )

( 1 9 . 1 改 訂 )

( 3 0 . 1 改 訂 )

( 2 . 4 改 訂 )

# 「あおしんの投信自動積立（定時定額購入取引）」取扱規定

## 1. (規定の趣旨)

この規定は、お客さまと、青梅信用金庫（以下「当金庫」といいます。）との間の、毎月お客さまが指定する日（以下「引落指定日」といいます。）に、お客さまがあらかじめ指定した金額（以下「買付金額」といいます。）を引落指定口座から引落し、お客さまが指定する投資信託を購入する取引に関する取り決めです。この取引を定時定額購入取引（名称「あおしんの投信自動積立」、以下「本サービス」といいます。）と呼びます。

## 2. (買付銘柄の選定)

- (1) 本サービスによって買付できる投資信託は、自動けいぞく（累積）投資銘柄のうち、当金庫が選定する銘柄（以下「選定銘柄」といいます。）とします。
- (2) お客さまは、選定銘柄の中から1以上の銘柄を指定し、買付の申込を行うものとします（指定された銘柄を以下「指定銘柄」といいます。）。

## 3. (申込方法)

お客さまは、次の各号すべてに該当する場合に限り本サービスを開始することができます。

- (1) 事前又は同時に所定の申込書によりお客さまが当金庫に投信取引口座を開設済みであること。
- (2) お客さまが当金庫所定の本サービスの申込書等に必要事項を記入し、署名、捺印（投信取引口座のお届出の印鑑によります。）のうえ当金庫へ提出し、当金庫が承諾し、所定の手続きを完了していること。

## 4. (買付金額の引落し)

- (1) 引落指定口座は、お客さまが「青梅信用金庫投信取引約款」に従って届出された預金口座とします。
- (2) 引落指定日は、毎月5日、10日、15日、20日、又は25日とし、引落指定日が当金庫の休業日にあたる場合は、その翌営業日を引落指定日とします。
- (3) 買付金額を引落指定口座から引落す場合には、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の振出は不要とし、当金庫所定の方法で行うものとします。
- (4) 1銘柄あたりの引落金額は1万円以上1,000円単位の整数倍の金額とします。
- (5) 年間6回まで、毎月の買付金額に、お客さまが指定する金額を増額することができます。
- (6) 買付金額の引落しの結果、お客さまの引落指定口座が貸越になる場合は引落しは行いません。
- (7) 同一日に複数銘柄の買付金額を引落指定口座から引落す場合には、当金庫で任意のものから順次引落しいたします。
- (8) 引落指定口座の残高不足等の理由で買付金額の引落しが成立しなかった場合は、当金庫からお客さまへの通知はいたしません。

## 5. (買付時期および方法)

- (1) 指定銘柄の買付の申込は、引落指定日の翌々営業日（以下「買付申込日」といいます。）とします。
- (2) 買付申込日が指定銘柄の買付申込を行えない日にあたる場合は、当該日以降で当該指定銘柄の買付申込が可能となる営業日を買付申込日とします。
- (3) 指定銘柄の買付方法は、引落指定日においてお客さまの引落指定口座から買付金額の引落しが成立した場合に限り、当該金額を当金庫が預りし、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」の定めに従って買付を行います。
- (4) 買付手数料および消費税は、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」に定めがある場合には、徴収するものとします。

## 6. (返還および収益分配金の再投資)

返還および収益分配金の再投資は、当該指定銘柄の「自動けいぞく（累積）投資約款」に基づき行うものとします。

## 7. (取引および残高の通知)

当金庫は、本サービスに基づくお客さまへの取引明細および残高の通知を取引残高報告書により通知いたします。

## 8. (選定銘柄の除外)

選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当金庫は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。

- ① 当該選定銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合。
- ② その他当金庫が必要と認める場合。

## 9. (申込事項の変更・解約)

- (1) お客さまは、引落指定日の7営業日前までに所定の手続によって当金庫に申し出ることにより、本サービスに関する契約内容の変更・解約を行うことができます。
- (2) 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに終了するものとします。
  - ① お客さまが当金庫所定の手続により、本サービスの解約を申し出た場合。
  - ② 当金庫が本サービスを営むことができなくなった場合。
  - ③ その他当金庫が必要と認める場合。

## 10. (規程の変更)

- (1) この規程は、法令の変更又は監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定にもとづき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規程の変更は、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(12. 11 制定)  
(14. 1 改訂)  
(18. 11 改訂)  
(19. 1 改訂)  
(2. 4 改訂)